

枚方市立開成小学校  
学校いじめ防止基本方針

令和6年4月  
枚方市立開成小学校

## 目 次

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画
- 5 取組状況の把握と検証

### 第2章 いじめ防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための体制
- 3 いじめの防止のための措置

### 第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための措置

### 第4章 いじめに対する考え方

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応
- 3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
- 4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 SNS 上のいじめへの対応
- 7 感染症、アレルギー等に係るいじめへの対応

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、一人ひとりの子どもを見つめ、その可能性を伸ばすことを根底において心の教育を大切にしながら人権教育に重点を置いて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

いじめ防止対策委員会（いじめ・不登校委員会）

#### (2) 構成員

校長・教頭・首席・生徒指導主担・学年主任

養護教諭・支援教育コーディネーター・指導部

### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

## 4 年間計画

月	主な取組
4月	いじめ防止対策委員会にて年間計画の作成 「学校いじめ防止基本方針」の見直し 学級懇談
5月	「いじめ対応」教職員研修 「いじめについて考える」全校一斉学級活動
6月	「学校生活アンケート」(いじめ実態調査含む)の見直し 「道徳」の示範授業・校内研修 第1回「学校生活アンケート」実施 いじめ防止対策委員会にて「学校生活のアンケート」集約と対応方針決定 聞き取りによる事実確認を経て、いじめ認知と指導・対応
7月	個人懇談
10月	運動会
11月	第2回「学校生活のアンケート」実施（第1回と同じく対応）
12月	個人懇談
2月	第3回「学校生活のアンケート」実施
3月	いじめ防止対策委員会で本年度の対応について検証

## 5 取組状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。また、各学期の終わりに検討会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

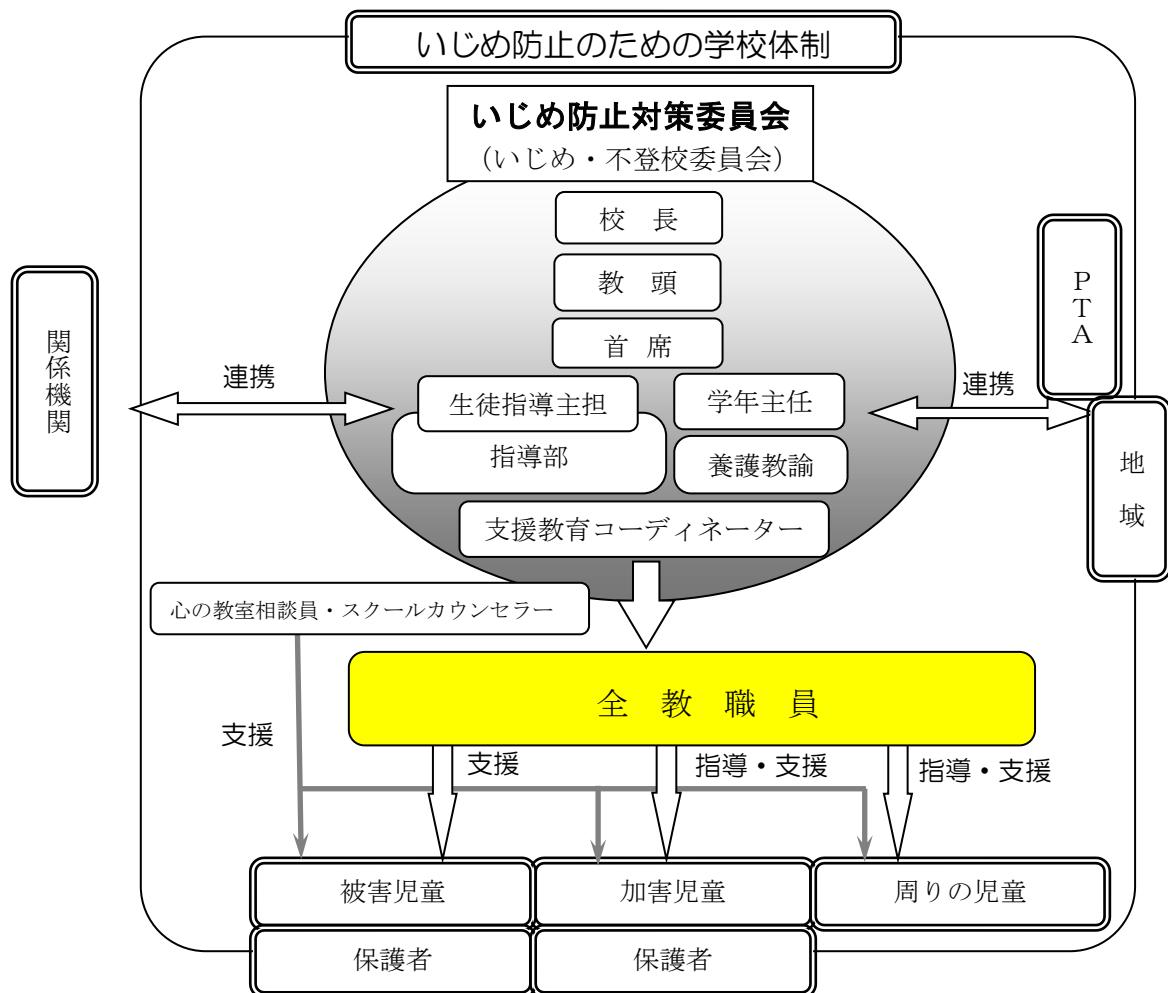
## 第2章 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて、総合的に推進する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムの一環として「道徳」の授業の研究・充実に取り組む。その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

### 2 いじめ防止のための体制



### 3 いじめの防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、児童に対しても学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

## (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

「道徳」の授業の充実に加えて、人権教育・学校行事・読書活動・体験活動・教育相談などの充実により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## (3) 教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学年や学級等での人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めるなどを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れてるいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### 2 いじめの早期発見のための措置

#### (1) いじめ発見の状況（令和5年度 いじめ認知59件）

- ・いじめ発見のきっかけ（件数と割合）

1、生活アンケートより	39件 (66%)
2、被害児童の保護者より	11件 (18%)
3、教員の気づきにより	2件 (3%)
4、被害児童より	2件 (3%)
5、他の児童より	1件 (1%)
6、その他	4件 (6%)

#### (2) いじめ実態調査（学校生活のアンケート）

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて各学期に1回実施する。
- ・実施に当たっては、アンケートの中に含めて調査し、実態の早期発見に努める。

#### (3) 日々の観察

- ・教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「子どもたちがいるところには教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

#### (4) 観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(5) 連絡帳やクラスルーム・「ぽーち」の活用

- ・連絡帳やクラスルーム・「ぽーち」の活用によって、担任と児童・保護者は日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ・児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めて指導する。

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し対応する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、「いじめ防止対策委員会」を中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合は、速やかに管理職が教育委員会に報告・相談を行う。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問や電話等により直接会って、より丁寧に行う。

なお、丁寧な聞き取り・事実確認によっても真実を明らかにできない場合は、被害・加害の保護者同士が会う場を設け、相互理解と今後の対応についての話し合いを求める。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、関係機関とも相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに枚方警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。道徳などでいじめについての授業を全行一斉に行う。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営とともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、心の教室相談員やスクールカウンセラーとも連携する。

## 6 SNS 上のいじめへの対応

- (1) SNS 上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や枚方警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 学年段階に応じた情報モラル教育を進める。

## 7 感染症・アレルギー等に係るいじめへの対応

- (1) 感染症の対策・治療にあたる医療従事者や、社会機能の維持にあたる人々とその家族に対する偏見や差別を防止するため、感染症に関する適切な知識をもとに、児童の発達段階に応じて指導する。
- また、一人一人が衛生行動を徹底し、「手洗い」「咳エチケット」「人混みを避ける」など、ウィルスに立ち向かうための行動をとれるようになり、感染拡大防止に尽力しているすべての方々をねぎらい、敬意を払うよう指導・啓発する。
- (2) 児童の様子をよく観察し、必要に応じて個別に相談する時間を設けるなど、児童の心のケアと、いじめの未然防止に努める。さらに、文書やホームページ等を通じて、関係機関の相談窓口を保護者・地域等にも周知する。
- (3) 万が一、いじめの発見・通報を受けて、いじめを認知した場合には、担任等が一人で抱え込むことなく、速やかに学年主任や分掌の主担、管理職等に報告し、「いじめ防止対策委員会」における情報共有と方針決定に基づき、学校として迅速かつ組織的な対応にあたる。